

総務文教常任委員会記録

令和2年7月21日

【開催日】 令和2年7月21日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後4時

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	教育長	長谷川 裕
教育部長	岡原 一恵	教育部次長兼教育総務課長	吉岡 忠司
学校給食センター所長	山本 修一	学校給食センター主査兼管理係長	和田 英樹
学校給食センター栄養指導係長	木村 晶子		

【参考人】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

- 1 学校給食センターに物資を納入する際の取扱い（罰則規定）等について
- 2 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）

午後1時30分 開会

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

審査内容の1番、学校給食センターに物資を納入する際の取扱い（罰則規定）等について審査したいと思います。まず、執行部から説明していただけますでしょうか。

山本学校給食センター所長 今回の資料としまして、お手元に資料の1から資料の4まで、個別のペーパーがあるかと思います。まず資料1-1です。これにつきましては、先般、今回の案件の納入業者からてんまつ書の提出がありました。その後、教育委員会で協議しまして、納入業者に厳重注意ということで指示書を発行しております。内容につきましては、実際、納品はなかったんですが、発芽したメイクインが納品される可能性があったこと、また、立て続けにニンジンも仕様と異なったものが保管されており、不審の念が拭えないという内容を先方に伝えております。三つの事項について指示しております。一つが、「児童生徒に安心安全な学校給食を提供するため、学校給食用食材納入に当たっては、良質な食材を提供することが何より重要であることを理解し、誠実かつ良心的な納入をすること。」二つ目、「公正な納入業者決定を行うため、山陽小野田市学校給食食材の納入仕様書及び見積依頼書に記載した規格に適合したものを納入すること。」三つ目、「配送を受けた食材は速やかに検品を行うとともに、規格、品質等の確認を徹底し、食材管理に万全を期すこと。」この3点について指示しております。二つ目が、資料1-2です。この指示書と併せまして、他の納入業者にも注意喚起ということで資料2を配布しております。この内容につきましては、既存の要綱、仕様書等がありますので、再度確認していただいて、学校給食センターに安全で良質な食材を納入してくださいと依頼しております。資料2です。前回、今回のジャガイモの件の納入業者に聞き取りを行いました。簡単ではありますが、そのやり取りをまとめたものです。資料3です。今回、これが主な変更ですが、既存の要綱につきましては、登録要件を満たさない業者につきましては登録の取消ししかありませんでした。これを、登録の取消しと取引の停止ができる要綱に改めております。変更

した内容を申し上げますと、まず、第2条の見出しですが、登録業者資格要件という見出しにしております。前回は選定基準という表現でした。その2条の1号のイに新たに項目を追加しまして、「学校給食の安全性に対する市民の信頼を損なうような行為を行っていないこと。」という文言を一つ加えております。これにつきましては今回、疑念というか、疑惑というか、学校給食の安全性を脅かすような事案がありましたので、この要件を設けて、これに反するような行為が見られれば、登録業者の取消し、若しくは取引の停止ができるようにしています。次に変更したところが第7条です。第7条の第1号。第7条につきましては、「登録の取消し」で既存のものに見出しは変わっておりませんが、第1号を「第2条による要件を欠くことが判明し、その後是正が行われないうち。」としております。従来のものでしたら、そのまま即登録取消しでしたが、欠くことが分かって、それが是正されないときに、取消しをするというものを新たに付け加えております。次の第8条、これが今回新しく設けたものです。見出しで「取引停止」ということで、「教育長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取引の停止をすることができる。」というように、第1号が「第2条による要件を欠いたとき。」、第2号が「学校給食用食品の納入に当たり、給食センターに損害を与え、又は学校給食の提供に支障を与えたとき。」、第3号が「学校給食用食品の納入に当たり、不正又は不誠実な行為を行ったとき。」、第4号が「その他登録業者として、著しく適正を欠く行為が認められるとき。」ということになります。この四つの項目に該当するときは、取引の停止をすることができるとしております。あわせて、第2条に取引の停止の効力について示しております。「第1項にある取引停止とは、登録業者が給食用物資の見積り合わせによる業者選定に参加できないこととする。」と。今申し上げました事項に当てはまりますと、取引の見積りに参加できないということになります。第3項「取引の停止期間は、「山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の取引停止等に関する基準」にて定める。」ということになります。これにつきましては、資料4にあります。こちらの基準では措置要件と措置期間ということになります。また後ほど御説明

しますが、第8条の第1号から第3号までに該当するときは、1か月以上6か月以内の停止、第8条第4号に該当するときは、1か月以上12か月以内の停止という基準を設けております。あわせて、措置要件について、「極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、当該取引停止の期間を延長又は登録の取消しをすることができる。」ということと、これも案件に応じてなんですが、「措置要件について、情状酌量すべき事由があるときは、始末書もしくはてん末書に替えることができる。」ということ。次に、「教育長は取引停止に該当しない場合であっても、本市の学校給食に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該登録納入業者に対して、書面又は口頭で必要な注意を行うことができる。」という基準を設けております。戻りまして、要綱です。第9条についても、今回新しく設けたところですが、これについては「取引停止の解除」ということで、取引停止期間を満了したときは、改めて見積合わせによる業者決定に参加することができるということにしておりますが、ただし、取引停止期間を満了したと言っても、取引停止の事由を是正していないと教育長が判断した場合は、取引の停止を延長することができるという一文を設けております。資料の説明につきましては、以上です。

河野朋子委員長 5月の中旬に、給食納入物であるジャガイモについて問題が起きて、委員会を開催していろいろ調査してきたわけですが、最終的に罰則規定をきちんと作ってほしいということ、嚴重注意を行うことを委員会としても求めておりましたが、今日、罰則規定について、このように提示されました。一連のこのことについて、最終的に委員会として、さらに、この罰則規定も含めて教育委員会に確認、質疑があれば、改めてこの場で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

山田伸幸委員 日にちが書かれておりませんが、この要綱はいつから施行されるのでしょうか。また、業者に対してはもう示されているのかどうか、その点をお聞きします。

山本学校給食センター所長 申し訳ありません。冒頭に説明が漏れておりました。まだ、この要綱につきましては案という状況です。適用につきましては、決裁が取れ次第、適用したいと思っております。

河野朋子委員長 今回、いろんな資料も出されておりますので、それも含めて質疑を受けます。

山田伸幸委員 今回のこの要綱改正するに当たり、どこか、ほかの自治体等を参考にされたのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

山本学校給食センター所長 他市の要綱等で、このような停止の取扱いがあるかどうかというのをいろいろ調べてみましたが、実際、私どもの要綱のとおり、登録の取消しというところがほとんどでありました。これにつきましては先般も御説明しましたが、いろいろ運用の面も考えて、果たして要綱を作るのはいいが、施行するに当たって本当に運用できるかどうかという不安がありましたので、いろいろ私の思い付く限りのことを入れて、このような文言を入れた次第です。

山田伸幸委員 それでは、この要綱については教育委員会、教育委員、そういった幹部の中での議論はもう既にされているのでしょうか。

山本学校給食センター所長 教育委員会の中のみです。

山田伸幸委員 教育委員会等で議論されたのかとお聞きしたんですが。

山本学校給食センター所長 失礼しました。教育委員会議では協議しておりません。

山田伸幸委員 その際に、なぜ要綱の見直し等が必要になったかというのは、

きちんと報告がされた上で提案されたのでしょうか。

岡原教育部長 この要綱につきましては、今、所長が申しましたとおり、教育委員会では、まだ審議しておりません。議論しておりません。今、案という状態なんですけれども、この形が整った時点で、教育委員会には諮って、そのときには当然、なぜこういうことが必要になってきたかというところは教育委員にも説明してまいりたいと思います。まだ、具体的な事案についての報告は、教育委員会ではしていません。

山田伸幸委員 では、教育委員会の中では、学校給食センターへの物資納入に関してのいろいろなことが起きて、議会でも取り上げられているこの間の一連のことについては、報告されているのでしょうか。

岡原教育部長 一連の流れ、事案につきましては、まだ説明しておりません。

山田伸幸委員 今回、やはりこの問題を重く受け止めていただきたいというのがあって、教育委員会全体の問題意識として持っていただきたいということで、今言ったような教育委員会での皆さんの意識を一致させていただきたい。それほど、やはりこの給食事故という問題が非常に大きな課題である。先日もどこでしたか、給食センターで食中毒の事故が発生しておりますよね。そういったことが本市では絶対起きてはいけない。特に、ジャガイモの芽については、もしそういったものが納入されたら大変厳しい状況に陥ってしまうということもありますので、これは本当に慎重に行ってほしいし、やはり、きちんと教育委員の皆さんにこういったものを伝えていってほしいということで言っておりますので、是非、次の教育委員会にはこの要綱の中身とともに、この間の経緯を説明していただきたいんですが。

長谷川教育長 委員からの御指摘、ありがとうございます。私が責任を持って報告します。

河野朋子委員長 教育長名で嚴重注意ということで出された文書の中に、「そのまま学校給食用物資として納品された可能性があったことを考えると、学校給食の安全性を脅かす重大な事案であること」と明言されていますよね。これだけの大きなことでありながら、相手側に嚴重注意はもちろんそうなんですけど、こういった情報をやはり共有するっていうか、それがまず必要じゃないかと思ったんですけど、今、委員からの指摘を受けて、今から報告しますではなくて、まず、これだけの重大な事案であることなら、なおさら、そういった情報共有が必要と思いますが、給食センターにおいてはこの件についてはどの程度情報の共有ができていたんですか。その辺りをお聞きします。

山本学校給食センター所長 情報の共有というのは。

河野朋子委員長 納入される可能性があったっていうようなことまで書かれているわけですよね。だったら、もしかしたら給食センターにそういうものが入ってきたかもしれないというようなことについて、給食センター内の皆さんにどの程度そういった情報が出されたのか。どの程度の人までそういう情報を伝えているのかということです。

山本学校給食センター所長 私ども事務の職員と栄養教諭、学校栄養職員が共有しております。

山田伸幸委員 せっかく出席いただいておりますので、栄養指導の方。こういう問題について、どのように受け止められたのかをお願いします。

木村学校給食センター栄養指導係長 学校給食センターの管理栄養士をしています木村と申します。今回のジャガイモの件が、事前にそういうものが発覚したということで、所長もその現場に行かれたっていうことは、私と栄養教諭、学校栄養職員の4名で共有して、しっかり見ようという

ことで、翌日の検収に当たりました。

山田伸幸委員 今回、私も現場に立ち会った一人なんですけれど、もう芽が出たメイクインの芽だけを取ったものっていうのは、もしそのまま入ってきたら、給食センターでは利用されますか。

木村学校給食センター栄養指導係長 そのようなものを見つけたら、すぐに栄養教諭同士で見て確認しますし、所長にも報告しますし、そのようなものがあれば、もう納入途中であったらすぐ業者にお渡しをして、このようなものだけどうだろうかっていうようなことで報告して、返品なりの対応を取るようになります。

山田伸幸委員 現場での検収で、それがどうなんですかね、分かりますか。

木村学校給食センター栄養指導係長 検収のときには栄養教諭、それから学校栄養職員、そして管理栄養士も立ち会っておりますので、納入した際に、窯ごとに、学校給食センターでは、温食の汁物であれば、小学校4窯、中学校3窯で作りますので、その小学校4窯と中学校3窯に野菜を分けながら、段ボールはちょっと場内に持ち込めないで、段ボールから私たちが使っている専用の下処理用の籠に移し替えながら、それからまた、窯ごとにキログラム数を測って入れていきますけれども、その籠をしっかり見て、そのようなものがあれば、はねるようにしております。実際問題、最近も少しありました。

山田伸幸委員 最近あったというのは、どういったものがどの程度の量入ってこようとしたんでしょうか。

河野朋子委員長 今探されているようですので、ほかの質問を、もしよければ。ゆっくり探されていていいですから。すいません。急にいろんな質問を。

岡原教育部長 この時間をおかりしまして情報共有の関係で。教育委員会議で今まで報告がなされていなかったこと、十分に情報共有が、このような重大な事件でされていなかったというのは問題があるという御指摘でありました。実はこの約2か月間、教育委員会議があったわけですがけれども、こういう委員会で御審議いただいている状況ではありましたが、要綱もどうしたらいいかというのをいろいろと中で検討している状態でありましたので、その状態で委員会に持っていくのはどうかというところを出していないところがありました。ただ、考えてみますと、教育委員の中には保護者もいらっしゃいますので、そういうことを考えれば、事が起こったときどきに、経過であれ説明しておくべきだったのかなとはちょっと反省をしております。

河野朋子委員長 今後よろしくお願ひします。資料が出ましたか。

木村学校給食センター栄養指導係長 すいません、7月13日に、ジャガイモを285キロ入れていただいておりますけれども、五、六個、芽が生えているものを籠の中で確認しましたので、納入途中でしたので、すぐ業者に見せて注意しております。業者の説明としては、見落としがあったということで、気を付けますということでした。傷があるものもあって、その傷からちょっと白いカビのようなものが生えているものも何個か確認しておりますので、そのままお返しをしております。

山田伸幸委員 その事案については、その分を取り除いて、全体の量としては足りたんですか。

木村学校給食センター栄養指導係長 五、六個ということですので、マイナス伝票を切るほどではなかったかと思ひます。一応キロ数で受けさせていただきますので、これが10キロとか20キロになりますと、マイナス伝票を切っていただいたりする処理が必要かと思ひますが、今回五、六個であったので、そのような処理はしておりません。

長谷川知司委員 納入検品の責任者は誰ですか。

山本学校給食センター所長 責任は所長だと思っております。

長谷川知司委員 実際、所長がその全てを分かるのかどうか。それから、検査の仕方を確認させていただきますが、何人が食材を検査して、どのような検査をされますか。標本検査ですか、全量検査ですか。

木村学校給食センター栄養指導係長 標本検査になろうかと思えますけれども、その窯ごとに分けた野菜の中から抜き取って、下処理班8人と学校栄養職員、栄養教諭、私の4名で確認しながら、また、下処理は同時進行で検収とともにスタートしますので、下処理作業をしながらチェックしていくような形になると思えますけれども、そのような形でチェックをしております。

長谷川知司委員 今の話し方でいうと、人数が多くて検品されるっていうのはいいんですけど、逆に許容範囲がお互いばらばらになってしまうことがあるんですね。要するに、例えば、先ほど言われましたジャガイモの不良についても、どれを不良とするかっていうのは各人によってまた考え方が違うし、経験によって違う。ニンジンの2Lという大きさについても、これは2L、これはちょっとちっちゃいなとかいうのも、また、各々責任が違うと思うんですね。そうした場合の最終判断、あるいはその責任というのが、そのとき全て所長を呼んでされているのかどうか。そこを確認したいんですが。

山本学校給食センター所長 検収は先ほど申し上げた者でやっておりますが、最終確認といいますか、最終調整は、学校栄養教諭から私に報告がありまして、私が助言を受けて判断するということです。

長谷川知司委員　ですから、そういう許容範囲の場合、ここまではいいよ、ここまでは駄目よというそういう研修を、検品をするスタッフでされているのかどうか。各人、個人の判断ではなくて、判断を統一するような研修をされているのかどうかをお聞きします。

木村学校給食センター栄養指導係長　検収する際にも、これはちょっとおかしいんじゃないかっていう少しでも気付きがあれば、調理員、それから下処理班の主任からでも上がってきますので、そのようなものを実際全員で見て、これはやっぱりちょっと使えないということになれば、所長に報告して最終的な判断をしていただくようにしていますので、個々によって範囲が違ってもいいんですけど、そこはもう、そこにいるメンバーで、このような状態のものはどうだろうかっていう話合い、それから協議で所長に報告していくという形ですので、その範囲によって違うってことはあんまりないかなとは思いますが。

長谷川知司委員　「検収」という言葉と学ぶという意味の「研修」がちょっとごっちゃになって私も説明しにくかったんですけど、要するに一時をもう争うんですね、この検収は。すぐ調理していかないといけないというときに、厳しい判断を誰がどこでしているか。それを所長が、その場におればいいけど、いないときに誰が最終的な責任を持ってそれをするかとか、そういうような厳しさを持ってされているのかどうかを確認したかったんですね。やはりこれは、チェックする者が、同じ考えで同じ許容範囲でもってしないといけないと思うんで、それらの研修、これは学ぶほうの「研修」ですね、そういうのを是非やっていただきたいと思うんです。これは要望にしておきます。

河野朋子委員長　はい、要望ということで。例えば、今回芽が出たジャガイモ、かなりの量ですよ、もう。例えばそういうものが一斉にセンターに来た場合、どういった対応を取られるのかちょっとお聞きしたいんですけど。たまたま今回はその前で止まったんですけど、そういうものが一斉

に来た場合に、五、六個ならそれで済むと思うんですけど、そういうときの対応はどうなるんでしょうか。

木村学校給食センター栄養指導係長 そのようなものがたくさん来たときには、まずもう下処理作業を一旦止めていただきます。それから、現物を全て確認して、それがどれぐらいあるかキロ数を量ったり、廃棄がたくさん出ているようであれば、その袋に入れた廃棄部分を実際量って何キロあるってというようなことをしたりします。それから、それで交換していただけるようなら交換ということになるんですが、何分、調理終了時間までに時間が掛かって、どうしても代わりの物があっても処理ができないということになれば、全量返品又は一部返品という形で、もし残っているものをほかの窯に均等に分けて、少なくなるんですけども、それで調理させていただくということで、そういう判断は所長に報告して、所長に判断を仰ぎながらやっていきます。

河野朋子委員長 これまでセンターでそういった事案っていうのはあったんでしょうか。今のような対応されたことが、かつて。

木村学校給食センター栄養指導係長 6月になってからは、2回ほど全部返品しています。6月12日の白菜と7月7日のオクラです。白菜のときは、外見がすごくよかったんですが中身が腐っておりまして、虫が大小、イモムシとかカメムシとか小さい蚊とかいっぱいおりまして、もう斑点もたくさん付いておりまして、きれいではありませんでした。洗浄に物すごい時間が掛かるし、これだと作業工程に遅れが生じると、配送に間に合わないということと、それからもう異物混入のリスクが物すごい高くなりますので、全量返品対応をお願いしました。それから、オクラにつきましては少し全体的に黒く焼けたような感じだったので、腐れも何本か、ドロッと腐れもありましたので、ちょっとこれは使えないということで、これも途中でストップしまして全部返品をしております。

山田伸幸委員 今話を聞いてびっくりしたんですけど、それは最初の入ってきたときの検収、検品のときには分からなかったんですか。

木村学校給食センター栄養指導係長 白菜につきましては、前日にちょっとものが良くなかったので、気を付けてちょっと見てくださいと業者からお電話がありました。実際、大分のけたものもあったらしいんですが、実際にうちに入ってきたものは、半分に割ると中が腐っているような状態が多数あったのと、物すごい虫が付いていました。その検収物資を受けている状態で下処理しながらそのようなことが分かったので、業者に栄養教諭から報告、ちょっとこういう状態なんだけどっていうことでお話をしたら、予備を持ってきているので、これで対応してくださいと言われてたんですが、二ケースぐらいしかなくて、もうととてもとても予備では対応できなかったのもう一度連絡をしまして、ちょっともう使えませんということで、お返ししました。

伊場勇副委員長 そのときの献立というのは、どういった処理をするんでしょうか。

木村学校給食センター栄養指導係長 この日は皿うどん、白菜が割と結構たくさん入るようなものだったんですが、ほかにタケノコとかタマネギとかイカとか、たくさん材料もありましたので、異物混入をして子供たちに健康被害が及ぶよりも、なしで行くということで、代替りのものももうない状態でしたので、白菜のない皿うどんに対応させていただきました。

伊場勇副委員長 では、その業者も少し悪いと思って給食センターに納入してきたということで間違いはないですか。

木村学校給食センター栄養指導係長 事前にそういうことをお話しされていたので、こちらもどうかなということで、この前のジャガイモの芽のとき

のような形では見させてはいただいたんですが、やっぱり、ある程度ちょっと分かっていて納入をされたのかなっていうのはありました。そのときは、山口産と長野産と二産地ありましたので、山口産が特に悪かったんですが、長野産も実際問題、余り良なくて、結局、もう余りにもちょっと使えないということで所長にも報告して、そのような対応になりました。

山田伸幸委員 先日、ある青果物業者の方と話をしたときに、今年は大変苦労しているんだということを言っておられました。非常に雨が多くて、野菜とか果物でまともなものが非常に少なくて、納品に困っているというような話だったんですが、今聞くと、やっぱり野菜もうそういう状況なんかなと。ただ、白菜の時期は冬だという認識を持っていたんですが、今現在でも地物は出てきているんでしょうか。

木村学校給食センター栄養指導係長 そのときは地場産のものが入るといことだったので、それを使わせていただきました。

長谷川知司委員 その場合の事後処理の報告は、返品して終わりですか。その後の始末、どのようなペナルティーとか始末をされているか、教えてください。

山本学校給食センター所長 白菜の件につきましては、その事案があった後におわびに来られました、納入業者の方が。あと、仕入れ先の方も同行されてですね、センターのほうにおわびに来られました。そのとき、その前に、その後もそうなんですけども、私のほうから口頭で注意しております。

河野朋子委員長 これは、ジャガイモの件と業者、その辺はどうなんですか。

山本学校給食センター所長 別の業者です。

中岡英二委員 水際で結構チェックされているっていうのは分かります。上の方にも報告されているということなのですが、この要綱の中の第8条、この度変更されている第10条には、教育長は学校給食の意義、役割、及び衛生管理の在り方についてうんぬんとありまして、必要に応じて、登録業者等の連絡会を開催するとありますが、過去においてそういう事例が出たときに、連絡会等は開催されていますか。

山本学校給食センター所長 開催はありません。

中岡英二委員 いや、なぜ、連絡会を設けていないんですか。事の重要性を感じていないということですか。

山本学校給食センター所長 この度、納品業者、青果物なんですけど、そういった事案がありましたので、先ほどの資料の1-2ですが、注意喚起として、仕様書のとおり良質なものを納入してくださいというお願いをしたところですよ。

中岡英二委員 だから、こういう事例があったこととか要綱が変わったこととか、是非連絡会を設けて、業者に周知徹底するのが、こういう品質の悪いものが入らないようにする防止策の一つじゃないかと思うんですけど。大変大事なことだと思いますよ。どのようにお考えですか。

山本学校給食センター所長 今回要綱を改めます。当然、その際には、納入業者の方に御説明に上がろうかと思っております。この連絡会をこういう状況ですので、みんな集まってやるのかどうかというのが一つありますが、いずれにしても1軒1軒回って、要綱の変更については御説明に上がるか、若しくはこのような連絡会が開けたらと思っております。

中岡英二委員 ちょっと栄養士の方に質問ですが、朝の忙しい時間帯に、青果

物をチェックされるということなんですが、品質、重量、産地、この三つが主だと思うんですが、どの辺を一番重要視されていますか。

木村学校給食センター栄養指導係長 一応、検収項目っていうのがありまして、まず数量から納品時間、納入業者、製造事業者、生産地、品質、鮮度、包装の状態、袋とかに汚れがないかどうかとか破れがないかどうか、異物が付いてないかどうか、賞味期限があるものは賞味期限とか、品温についてはそういう冷蔵品であるものを冷蔵できちんと配送されているかっていうことで、品温も測らせていただいているんですが。どれが一番というか、どれも一番大事だと思います。

中岡英二委員 産地について言いますが、5月の下旬から6月、剥きタマネギの仕様書では、市内、佐賀産ってなっていますよね。今まで入ってきたのはほぼ、北海道産だと思うんですが、その辺のチェックはされていないということですか。

山本学校給食センター所長 検収のときに産地のチェックもやっております。今言われたのは、見積りのことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）実際、産地の予定ということで見積りに産地を入れられておるんですが、今、委員が言われたように、天候の不順とかによって産地が変わるといふことはあるかと思えます。

中岡英二委員 いや、私が思うに、仕様書が、前も言いましたけどすごく曖昧だと思えますよ。仕様特記にしても、なるべく2L以上、できるだけ県内産、また予定産地はせめて二産地ぐらいって明記していますが、この辺の見積書の改善というのはされるおつもりですか。

山本学校給食センター所長 見積り依頼につきましては、先般も御説明しましたが、できるだけとか、なるべくという表現は除いております。産地であれば国内産、県内産というような言い切った形にしております。

中岡英二委員　ちょっと専門的なことになるんですが、やはり剥きタマネギにしてもずっと北海道産が入っているのに、あえて市内産とか、佐賀産、無理なもので産地を明記しているのか、ちょっと理解できないんですが、その辺も厳格にやられたほうがいいんじゃないですか。

山本学校給食センター所長　この件につきましても以前御説明しましたが、見積み依頼を取る前に、2社の方に玉ねぎであったら県産が入るかどうか、納められるかどうかというのを確認して、産地を決めております。

中岡英二委員　地産地消についてちょっとお伺いしますが、せっかく来られているので、その辺どのように思われていますか。地産地消の推進というか、本市において。

木村学校給食センター栄養指導係長　地元のを積極的に使うということはすごく大事なことだと思っておりますので、地産地消をできるだけ、大量調理の中ですけれども推進していけたらなとは思っております。

中岡英二委員　数字の把握とか目標の数字、どれぐらいに持っていきたいとありますか、実際見るとメニューの中では月に1回、地産地消の日っていうか（発言する者あり）、はい、食育の日。それで十分と思えますか。

木村学校給食センター栄養指導係長　十分とは思いませんけれども、子供たちにも必ず食育の日のときは、できるだけ地場産のものを使うようにということで、今日も同じ、そのような献立だったんですけれども、そのようにしておりますし、できれば本当に、県内産、それから市内産のものを使っていけたらと思えます。6月分につきましては、タマネギについては県内産が入ってきておりました。

中岡英二委員　実際、食育というか県内産を推進しようとしたら、やはり日頃

から仕様書の中にできるだけ県内産を明記して、もちろん地元産が一番ですけれども、やはりそう持っていないと、曖昧な仕様書だったら、やはり、仮にコマツナにしても、そろえにくい時期があると思うんですよ、県内産は。だけど、はなから福岡産を用意するのではなくて、県内産がメインであって、福岡産をするとか、やはり努力すれば県内産でそろえられるものもあると思いますので、今後は仕様書の中にも県内産をメインに入れていってもらえれば、地産地消、本当、言うだけじゃなくて数字に結び付いてくると思います。確かに業者にとっては負担になると思います。しかし、見積りする中で県内産と県外産ではやはり値段が違いますからね。片や山口産で高い値段で出して、片や福岡産で安く出す。そういうことになりますから、できるだけ県内産やったら県内産をそろえると。じゃけ、チェックするときには、朝忙しいと思いますが産地もきちんとチェックされた方がいいと思いますよ。でないと、地産地消というのは進まないと思います。それと…

河野朋子委員長 質疑、質問ですか。何ですか。質疑を受けていますので。ほかにありますか。

山田伸幸委員 これまで給食センターは、中央青果というか地方卸売市場を通すということが原則としてあったと思うんですが、現に破産申立て中でそれが難しくなっているんですが、現在は、仕入れ先としてどのような指示がされているのか。その点をお聞かせください。

山本学校給食センター所長 従来は、市場を通すようにという項目を設けておりました。ただ、現状はそぐわない状況ですので、その要綱は、この限りというか当面の間は適用しないということを業者に伝えております。

山田伸幸委員 以前は中央青果が責任を持って数をそろえるという形を取られていたんですが、ということは、今納入業者がいろいろなところからそろえていく、あるいは1か所の業者から仕入れるという形になっている

んでしょうか。その点、分かればお答えください。

山本学校給食センター所長 納入業者の方がどちらから仕入れているっていう詳細は把握しておりませんが、今まで市場があったときのようには行かず、そのときの物がそろうところ、量がそろうところを選択されて仕入れ先として選ばれているのではないかと考えております。

山田伸幸委員 特に今の天候不順の中で、なかなか同じ商品がそろうというのも非常に難しくなっているんじゃないかなと思うんですが、その辺で何か業者の方と今の事情について意見交換等はされておられますか。

山本学校給食センター所長 特に意見交換会という会を持つことはありませんが、仕入れのとき、仕入れが終わった後は顔を合わせる時間がありますので、納入業者の方から天候が悪いから葉ものがそろわないよとか、そういった情報は頂いております。

笹木慶之委員 1点確認しますが、要綱を作られて新たに取り組もうという姿勢はよく分かりました。以前も言いましたが、いわゆる市の契約事項なんですよね、市と業者のね。他の部署との関係で、これは権限の行使がありますが、取消しとか停止とかということがありますが、教育委員会会議は、市長がトップですよ。市長じゃないんですか。教育長ですか。教育長がトップですか。全体の取り仕切りは、ちょっと確認ですが。

河野朋子委員長 どっちの話ですか。教育委員会会議なのか総合教育会議なのか。

笹木慶之委員 総合教育会議は市長がトップですよ。これは、教育長がいけないという意味じゃないんですよ。ですが、そういったこと他の部署の、そういう業者の取消しとか停止とかということとの関係は大丈夫なんでしょうということ。もう1点は、要綱がいきなり出てきていますが、基の規則とか条例というものの根拠はないんだろうかな。大抵、基があ

って、それから、運用面が入ってきますが、そういった流れがこれ、見えないのでね。その辺がどうだろうかということで確認なんですけど、いかがでしょうか。

河野朋子委員長 2点ありましたけど。

山本学校給食センター所長 一つは条例というお話でありましたが、今、実際、学校給食費というのは校長名で集金というか徴収しまして管理させていただいております。支払はセンターが代わって各業者に行っているということで、実際、市の業務ではあるんですが、条例にのっとりた業務ではありません。先般から公会計ということで、来年度からは条例も作りまし、市の公会計になりますので条例に沿ったものになろうと思っておりますが、現段階では、そのようなものではないということです。

河野朋子委員長 2点ありましたけどいいんですかね。もう1点はいいんですか。

山本学校給食センター所長 もう1点は何でしょうか。

河野朋子委員長 教育長の権限でそれを許可の取消しなどは…

山本学校給食センター所長 今はこの要綱は教育長の名前でやっておりますので、そのとおりです。

笹木慶之委員 分かりました。そこなんですよね。先般公会計の関係の条例改正、条例といいますか、というものが出来、これから新たに動こうとしますが、今現状はこういうことなんですよね。ですが、その仕組みが変わってくれば、来年の4月以降は、それはまたこれを変更するということですね。

山本学校給食センター所長 この要綱を公会計用に改正します。

河野朋子委員長 ちょっと話が違うんですけど。資料2です。聞き取りをされたということで、6月22日にメイクインを仕入れた業者の方に。てんまつ書は6月12日付けで出していただいて、詳しい話は6月22日に聞き取られたということですよ。聞き取り内容を書いてあるんですが、これを見ると1番に、5月22日にメイクインを仕入れたのはなぜかっていう、北海道産のメイクイン。「仕入先から納入された。持ってこられたのが北海道産だった。」と書いてあるんですけど、これだったら、仕入先とかそちらがそういうものを北海道産というのは分かっている、それをあえて持ってきたということになると、仕入先が、ちょっとそういった意味では、過失っていうんですかね、その辺り、仕入れ先に問題があったんじゃないかと受け取れるんですけども、その辺りは聞き取られたんですか、どうなんですか。

山本学校給食センター所長 これは当初から御説明とか聞き取った内容をお伝えしているんですが、価格が合うものを選んだということでした。このときは、産地は指定せずに、発注とか見積りを取ったということです。その結果、北海道産のものが納入されたということでした。

河野朋子委員長 となりますと、値段が安いものを指定されて芽が出ているものが分かっているながら、相手先がそれを持ってこられたと。これだけ読むとそうなんですけど、その辺りの聞き取りまでもされているんですよ。その辺はどうなんですか。

山本学校給食センター所長 産地は指定していなかったということです。業者にお問い合わせするときにです。

山田伸幸委員 指定のときは鹿児島産となっていたんじゃないんですかね。それで、長崎産が入るだろうと思っていたら北海道産が来たっちゃうん

じゃなかったですかね。

山本学校給食センター所長 見積りのとき、依頼したときの予定産地は鹿児島産でした。

河野朋子委員長 いや、私が言いたかったのは結局、値段が安いものを持ってきてくださいって業者に言われて、相手側がどこの産地と指定しなくても、明らかに芽が出て使えるような状態じゃないものを持ってきたということになると、相手の仕入れた先については問題があるんじゃないかと、これだけ見たら取れるんですけど、その辺りまでの聞き取りをされたのかということですよ。

山本学校給食センター所長 そこまで話を深めて聞き取りはできておりませんでした。

河野朋子委員長 その辺りがすごく問題だと思うんですよね、結局。そこが問題じゃないんでしょうか。その辺の認識はどうですか。ただ相手が持ってきた、持っていたものがすごく粗悪なものというか、とても出せるようなものじゃなかったとなると、持ってきた相手にすごく問題があると思ったんですけど、その辺は追及はされなかったのかということですか。問題視してないということですか。どうなんですか。

山本学校給食センター所長 申し訳ありません。納入業者の仕入れ先のことは当然重要と思いますが、その確認はしておりませんでした。

河野朋子委員長 でも、そこが大元じゃないんですかね。先ほどの白菜にしても何にしても仕入れている先があるわけですから、そこに問題があれば、やはりそこまで遡るっていうことも。これだけいろいろ出ているんですから。1回だけじゃないですよ。そういうこと考えると、一つ一つ丁寧に掘り下げていってほしいなと思ったので。ちょっと気になったので

質問しました。

伊場勇副委員長 嚴重注意の文章中で不審の念を抱かれたというところの内容は、この資料2の中にどの辺りにその不審の念を抱かれたのか、教えてください。

山本学校給食センター所長 これも前回御説明しましたが、いろいろ聞き取りをしました。ただ、納入を本当にしようと思ったのかどうかというのでも不審の念がありますし、ニンジンの件も同様であると。聞き取りの結果、聞き取りはしましたが、その不審の念は拭えないよということです。

中岡英二委員 鹿児島産で指定していたのに北海道産が入ったりとか、2LがLだったりっていうのがあるというのは、やはり仕様書をきちんとさせて、やはりもう少し厳格な仕様書を作って、入荷したときもそういう産地をしっかりと把握してチェックしてやらないと、またこういうことは起こりますよ。もっともっと厳格にしなくては。仕様書を変えられて罰則規定ができたっちゃうのは多少の歯止めにはなるとは思いますけども、やはり、仕様書をきちんと作ったり、入ったときの商品のチェックをしたり、きちんと産地までチェックしてやらないと、やはりこういうことはまた起こり得ることだと思います。もし、こういう事例があったら、即刻、教育長に報告して、先ほども言いましたけど、連絡会を開いて、厳罰に処するのが目的じゃないですけど、子供たちのやはり健康を一番に考えてやらないと、食中毒が出てからじゃ遅いことだと思います。なので、前も言いましたけど、誰が責任を取るんかという話になります。そうなる前に、こういうチェックをきちんとしていって、納品されなかったからよかったんではなくて、やはり、もう少し厳しいことをしていただきたいと思います。これは要望です。

河野朋子委員長 一連のいろいろなことの報告もあり資料も出ましたので、それについてかなり質疑が出たと思います。最終的にこの案が通って適用

されるのは大体いつぐらいの予定でしたか。ちょっとすいません、さっき言われたのかもしれませんが。今後の予定はどうか。大体、はい、予定をお願いします。

山本学校給食センター所長 教育委員会議を8月の末に予定しております。あわせて、この要綱につきましてはセンターの運営会議がありますので、委員の皆さんにも見ていただいて、御意見を頂いて調整した後、8月末から9月の頭と考えております。

河野朋子委員長 じゃあ2学期には、これが適用されて、安心な給食が提供できるように期待しておりますが、よろしいですかね、そういうことで。

山田伸幸委員 給食センターは、今、初めてまともに稼働しているときだと思うんです。今年は特別に夏休みが短くて、暑いときに調理をしなくちゃいけないということが今までとはちょっと違ってきていると思うんですけれど、今の暑い盛りに給食を作ることで、ちょっといろいろ衛生面でもとっても気を遣わざるを得なくなっているんじゃないかなと思うんですが、現場として、どんなことに気を付けておられますか。

木村学校給食センター栄養指導係長 場内には一応冷房設備もありますので、できる限り、まずは調理員が健康でないと。調理員の服装っていうのが目しか出ないような形で、あとはもうフルフェイスで覆われたような作業着ですので、本当、それを半袖の上に長袖の作業着をはおるということで、それだけでもかなり暑い状態になるので、そういう冷房のできるだけ、効かせ過ぎるとちょっと電力との兼ね合いもあるのでなかなか難しいところはあるんですが、そういうところで、調理員に、熱中症にならないように作業していただくこと。あとは衛生管理基準に基づいた調理をやっておりますので、引き続き温かいものは65℃以上で保温して配送することと、和え物、冷たいものは10℃以下で温度管理をして配送することっていうところに気を付けて、引き続き、これは夏に限らず

ですけれども、やっております。

河野朋子委員長 大体、出ましたでしょうかね。2学期から適用して、はい、どうぞ。

中岡英二委員 昨年9月の議会報告会で、学校給食事業についてということで市民の声として意見、要望というのが出ています。温食がぬるくてはいけないとかという意見も。ぬるくないと思うんですよ。その中で、今言われたように、やはり地産地消を進めてほしい、地元産を活用してほしいということがあります。やはり、市民の皆さんも地産地消を推進してほしい、これ、もう度重なりますけど出ています。その中で、給食配送車の交通問題で、タイムスケジュールに無理はないかっていう質問が出ているんですが、その辺はどうですか、今現状は。

河野朋子委員長 関連で、何かそういうことで問題が出ていますか、現場では。どうですか、そういう声が。

山本学校給食センター所長 多少スケジュールに前後がありますが、今、計画どおり配送できている状況です。

中岡英二委員 その中で、日頃から子供たちは良いもの食べていると。それ以上のものを食べさせてほしいと。私も気になったのでこの会議の前に地元の学校に行って給食のことを聞いてきました。味はいいということですよ、他市に比べても。言われたのは他市から来られた方です。だから、大変5,300食ってすごく努力されていると思うんですが、やはり、そういう事故がないように今後も頑張っていきたいと思います。

河野朋子委員長 今回は、罰則規定が新たにできたということで、それについての審査をしました。一連、今までいろんな問題が起きてきて、業者との対応などをされたと思いますけれども、ここに来て、そういった罰則

規定もできましたし、業者の皆さんにもそういった注意喚起も行われた
と思いますので、今後はこういった問題が起きないように希望しており
ます。大体質疑は出そろいましたので、この件については終わりたいと
思いますが、よろしいですか。では、以上で審査を終わります。では、
10分間休憩しまして、50分から審査を継続します。お疲れ様でした。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。審査内容2番目の陳情書に
ついて審査します。この件につきましては、先日、人事当局に来ていた
だいていろいろ質疑を行い、その後、深井さん御本人にも来ていただい
ていろいろ確認をしました。その結果、陳情者に対して回答するために、
陳情書の中に陳情理由が3点あったんですけど、その3点について、も
う少し明確に確認する必要があるということで今日は改めて申し訳あり
ませんが、また人事当局に来ていただきまして、この辺りを明らかにし
て、陳情者に対して御返事をできるように整えたいと思いましたが、
また時間を取っていただきました。ありがとうございます。それでは、
質疑を進めてまいりたいと思いますので、どなたからでもいいです。陳
情書の中の陳情理由が3点ありますが、1点ずつ少し質疑を深めたいと
思いますが、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず、1点目
の、兼業により本業の効率が落ちないと認められることとあって、陳情
者におかれましては、兼業することによって本業の効率が落ちたのでは
ないかというような主張をされておりますが、その点について、もう少し
根拠なりを明らかにすべきではないかという意見が委員から出ました
ので、まず1点目は、兼業により本業の効率が落ちたのかどうかという
点について、少し議論を進めたいと思いますが、どうですか。当局から
何かその点について、あれば説明をお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 公務への支障があるのかないのかというところですけれども、今回のこういった営利企業に従事するに当たっては当然、公務に支障がないことというところであります。営利企業に従事する際、今回は休みとか土日とか時間外をもって勤務するというところで認めております。本人についても、それで大丈夫という本人からの申出もありましたので、これを認めたと。今、実際に公務に支障があるのかっていったら、我々としてはなかったものと考えております。本人の申請の中で、疲労とかその辺はちょっと分かりませんが、公務への支障はなかったものと考えております。

河野朋子委員長 そういった説明がありました。委員の皆さんから、質疑はありますか。

山田伸幸委員 陳情された方の趣旨からすると、休みを取ってでもそちらの業務に当たること自体が支障に当たるのではないかと主張されておったんですが、それについてはどのように考えておられますか

辻村総務部次長兼人事課長 休みですから、誰もが有給休暇制度を持っております。その休暇をどう使うかっていうのは本人に委ねられているところですので、その時間を使ってそういったところに行かれ、そういった形で営利的な企業に勤められ業務をされたというところであれば、これは休暇の範囲ですので、支障があるとは考えておりません。

山田伸幸委員 いろんな方がそれぞれの理由で、本人の申出によって休暇を申請してそれをどう使うか勝手だと言われるんですが、当人は次長兼課長でして、かなり重要なポストになろうかと思うんですが、資料としても出された出勤状況の整理簿を見ますと、ほとんど休暇を取っておられないんですね。これでできたのかなって思うんですけれども、私は経営面からするとできていなかったと思うんですが、この出勤状況というのは正

常な範囲内、正常な勤務状況であると考えられますか。

辻村総務部次長兼人事課長 先ほど申しましたように、有休は誰しも公務員では年間20日ほど認められております。繰り越しましたら40日あります。これは民間も一緒のところも多いと思いますけども、その期間の範囲内で休まれるということです。中にはやっぱり、休みを取らない方もいらっしゃいます。取る方はフルに取る方もいらっしゃいますので、その範囲内でこの出勤簿は出ていますので、問題はないと考えております。

山田伸幸委員 逆に、異常に少ないのではないかなと思っていたんですね、この出勤状況を見ると。これが普通の職員の状況であるとしたら年休消化という観点からすると異常に少ないと思ったんですけど、これは執行部から提出を受けた資料なんですけれど、これが正常な年休の取得の在り方だと考えておられるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 先ほど申しましたように、有休を取られない方もいます。フルに取られる方もいます。ですから、その範囲内であれば、これは正常な範囲であると考えております。

山田伸幸委員 年休を取るか取らないかは本人のことであっても、年休消化っていうのはやはり、特に人員が足りないような部署であれば、なかなか自分から休みを取ると言い出しにくい状況があるんじゃないかなと思うんですけど、そういう年休消化を人事当局から、もっと積極的にとか、そういう勧奨は全体的に全くされていないということではないのでしょうか。

河野朋子委員長 少し、それですけど。

辻村総務部次長兼人事課長 有休消化につきましては、こちらとしても法律の制度も変わった、最近も変わっていますので、消化してくださいという

通知は出しております。それを使うか使わないかというのは、あとは本人の権利ですので、そのところの部分については我々も入り込んでおりません。

河野朋子委員長 結局この、陳情理由の1番は、本業の効率が落ちたのでないかということが論点なんで、この勤務状況を見た限りで本業に影響があったかどうかという判断については、今の答弁のとおりでよろしいですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）その辺が論点ですので、そこにちょっと合わせて質疑を進めていきたいと思います。こういった資料を基にしても、本業には影響がなかったんじゃないかというような答弁を頂きましたが、更に何か質疑があれば受けます。

笹木慶之委員 本論に従ってお聞きします。副市長が出ておられますが、いわゆる担当部長、そしてその上は、もちろん総務部長も間接的にはありますが、直接の上司は副市長ということですね。副市長が見られて、深井部次長においては、公務に支障があると判断されたことは全くなかったということですね。

古川副市長 彼は経済部次長兼農林水産課長ということで、基本的には農林水産課長に軸足が置かれた仕事をしておったと思いますが、補正予算の作成、災害が起きたときのため池等々の対応、災害復旧に基づく国への予算要求等々、農林水産課長としての仕事はこなしておったと理解しております。

笹木慶之委員 直接聞いたからそれ以上のことはないんですが、職員は勤務評定といいますかね、勤務を評価するという仕組みがあります。だからそれは、もちろん部下が上司を評価するというのもいろいろあるでしょうけど、やはり直近の上司が部下の仕事ぶりを見て、適正であるかということを決める。そこで過重であれば当然過重性は解いていくということも含めて検討されるわけですが、そういったことについて、副市長か

ら「ない」ということがありましたが、もう一度確認しますがそう理解してよろしいですね。

古川副市長 お見込みのとおりです。

河野朋子委員長 この件については、本人からもそういったことはないっていうことは先日受けましたし、そのような客観的な執行部からの答弁も頂いたんですが、この件で更に質疑があれば受けませんがよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、2点目ですけれども、兼業の勤務先と公務員としての勤務先との間に利害関係がなく、今後も利害関係が生じる可能性がないこととあるが、陳情者におかれましては、利害関係が生じているのではないかといった指摘があったわけですね。先日、川地部長からも説明がありましたが、相反する利害関係についてはないというニュアンスの発言があったと思いますけど、その点についてもう少し掘り下げていきたいと思いますが、この辺りに付け加えることありますか。

山田伸幸委員 先日の聞き取りではそちらは、利害関係は薄いという言い方をされたんです。どういったことで薄いとされたのか、利害関係がないと言い切れない部分があったのならどういったことが、そういうことに該当するのかお答えいただきたいと思います。

辻村総務部次長兼人事課長 基本的には会社という組織ですから、営利企業では、という一般的にはそういう見方をされます。そういうところで、ないとは考えておりますけれども、すいません、そういう表現をさせていただいたということです。

川地総務部長 利害関係といいますのが、俗に言えば損得勘定があるかないかという世界になろうかと思えます。市と中央青果ということであれば、これは第三セクターですので、そういった意味から言えば会社法に基づく会社で、中央青果株式会社ですけれども、その辺のことを勘案すると、

やはりこの辺については関係性はない、相反するものはないであろうと。一方、青果販売のほうですけども、やっぱり会社で物品を、特に野菜とかいろんなものを売られたりする場所ですので、そういったことからすれば、ひょっとしたら市に対していろんな物品等々を売られる可能性もあります。当然、競争性もありますので、そういった意味であれば、俗に言う利害関係は生じてもおかしくはないんでしょうけども、市と青果販売の間におきましては、そういった取引ですとか特にその公平でない取引といったものについては見受けられない、といった意味で、完全に利害関係がないと言えないけども、そういった意味合いからすれば相対的にちょっと薄いという表現で答えさせていただいた次第です。

山田伸幸委員 農林水産課の業務として、株式会社中央青果に対して様々な指導をしたりとかいろんな相談をしたりする。そういったこと自体が利害関係とは思えないんでしょうか。

川地総務部長 市が50%出資している団体ですので、やはり関係性はありますよと。ただ、中央青果の社長になることによって、市に負担を生じるとか、無理強いな負担を生じさせるとかいったことは当然考えられないであろうと。あくまでも適正なアドバイスを市としてはする立場にあるということなので、相反する利害関係は生じないと考えております。

山田伸幸委員 市の職員が社長をする会社とそうではない会社の間、取引の関係の中で他社と不公平なことがあってはならないと思うわけですけど、それは全くなかったと言い切っているんでしょうか。

川地総務部長 山田委員がおっしゃるとおり、同じ会社の社長になるにしても、こういった従事制限の許可をする場合は、自らが営む会社の社長でこの従事制限を許可する場合と、公的な関係でどうしてもせざるを得ないという、いろんなケースがあるわけです。もともと会社を営んでいる方が従事制限の許可を得られてやるとなると、やっぱり特定の利害関係が出

てまいりますので、それに対して市にとって不公平な、あるいは負担のある利害関係が生じるとなるとそれは難しいですよとなります。この度の中央青果に関しましては、当然そういったところはありませんので、そういった意味からすると、委員の言われるような相反する利害関係というのは生じないであろうと思っています。全部、調査したのかと言われると、どこまでが全部っていうのはあるかと思えますけども、総体的に言いますとやっぱりそういったものが生じていないであろうと私どもは判断した次第です。

山田伸幸委員 会社の形態として中央青果というのは特殊で、自ら小売をしない。けれど、卸売をすると。小売業者に卸をするということなんですけど、そういったことをする業者というのはほかにもたくさんあるわけですね。そういったところとの不公平感が生じていないと考えてよろしいんでしょうか。

川地総務部長 委員の言われる「いっぱいある」というと表現がよく分かりませんが。

山田伸幸委員 中央青果がやってきたことは、ほかの卸をしているところから商品を買って市場に出して、取引業者に卸するという仕事をされておりました。現に今、中央青果がなくなった後、ここで商売しておられる方はよそから仕入れて販売をしておられる、あるいは、ほかの小さな小売店なんか卸しておられる、いわゆる仲卸をしている業者もおられるわけですよ。そういったところに対して、給料を払わない社長が就任すること自体が採算度外視ということで、相当無理な経営も実際にしてきたわけですが、公平性の担保に値しないと思われるんですがいかがですか。要するに、ほか卸をする会社があるわけですよ、実際に。Y社だとかいろんなどころが。今、仲卸している業者もあるわけですよ。そういったところと似たような卸を専門とする業者でありますけれど、そういった業者に不公平感が生じないのかということなんですよ、そういった同じ

卸をする会社同士として。その点は問題ないと考えていいのでしょうか。

古川副市長 これは中央青果ということで県の許認可を得た会社でして、今、山田委員が言われたような他の中卸とかいうのとは若干違うと思います。今の段階では、みんなフラットですけど、当時はこの中央青果はちょっと違う会社だったと考えております。

笹木慶之委員 法律の原点を伺いますけど、地方公務員法の第38条第1項の営利企業従事制限のことなんですよ、ここは。これは会社経営のことではないと思うんですが、先ほどからそういった発言がありますけど、深井さんが利益を得てということに限定された法解釈と思うんですが、いかがでしょうか。それに対してそういったことが前提論としてあってはいけないから申請をして、ないということを確認して許可を出されたわけですよ。そして許可を出したけれども、もう1点は現実問題として、あった場合には今度はペナルティー、もちろん取消しがあるということなんですよ。だから、会社経営そのものの問題と本人の利益の問題というのは分離して考えないといけないと思うんですが、その辺の解釈はいかがでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回、法人格を持つ会社への役員の就任ということで、その会社と市の利害関係も当然見なくちゃいけませんけども、深井社長が就任することによる利害というのを見なくちゃいけないとは考えておりますけども、当然、会社として、市との利害関係ないというところの役に付く。その役に付いた本人が、市との利害関係があるかというのは当然、会社にない以上、本人にもないということで、営利企業の従事制限の許可をできると判断しております。

笹木慶之委員 ちょっと分かりにくい説明だから端的に言ってください。これは地方公務員法というのは、任命権者とその職員との間のことなんですよ。公務員が営利企業等に従事してはいけませんということが原則あ

って、しかし、どうしてもしなくちゃならないようなケースがあったときには許可を得てやるという、その判断が要りますよということなんですよね。例えば、農業の場合でも営利を目的とした農業でしたら営利企業従事制限に引っ掛かるんですよ。ですが、営利を目的としないということが前提であるならば、あえて必要でないということも考えられますけど、それらから押しなべて考えたときに、この法律は職員個人の利益、その人がその会社から報酬を得て従事するとかいろんなことを想定した場合に、許可を得てやるということと私は解釈しているんですが、そして現実あった場合には駄目ですよというような違法な行為になるわけですよ。だから、そこで問題があるのかないのかと聞いているんです。

辻村総務部次長兼人事課長 深井職員個人にとって、今回の会社に就くことによる営利性はないという判断の下に今回許可しているということです。

中岡英二委員 3月20日に深井さんが中央青果と青果販売の代表取締役にかれたっていうのは多少理解できるんですが、その後、前回も言いましたけれども、公務員法に違反しているんじゃないかという案件が出たときに、なぜ、ふと立ちどまって、第三セクターである小野田中央青果に出向という形で深井さんを持って行けなかったのか。その辺をちょっとお聞きしたいんですが、

古川副市長 出向制度がどうのこうのっていうより、一応、経済部長と農林水産課長が充て職のような形で中央青果の取締役になっておったと。そうした中で取締役会の中で社長交代ということ、誰がなるかということで深井氏になったという経緯でして、報告の中にも速やかにふさわしい社長を、適任者を当たりたいということでしたので、そういう形を取ってきましたが、結果的に1年弱が過ぎたということです。

中岡英二委員 替わるときに出向という形はやはり取れなかったということですね。

古川副市長 出向の概念ですけど、こういうような第三セクターといたしますか、ここに出向という形がいいのか、現に取締役といっても出向の形のようなものの中で、形式上出向になったからどうかというと、今回の形と結果は変わらないんじゃないかと考えておるんですけど。

山田伸幸委員 結果うんぬんではなくて、出向にすれば身分的なものが違いますよね。純粹に単なる公務員ではなくて出向した先の身分が新しく生まれるということで、多くのところから、特に今回陳情に出ているような公務員が従事制限許可まで取ってやるようなことではないという判断を皆されていると思うんですよ。ですから、今回の陳情につながったと思うんですけど、やはりその辺は、議会からも委員会でも一般質問でもこの問題が取り上げられたような事案です。やはり世間から後ろ指を指されることをすべきではなかったと今でも思っているんですけど、なぜ、そのような手だてを取ろうという判断に至らなかったんでしょうか。

古川副市長 出向は派遣元と派遣先の両方の身分を有します。先ほど申しましたように、深井氏が社長になったのは緊急避難というか、とにかく新しい、ふさわしい社長を、適任者をいろいろ当てるためにそういう形になったということでした。また7月10日に会社から設置者である市に依頼文書を頂いたときに、その適任者をとにかく当たろうということで動いたのですが、結果的にこのようになったということで御理解をいただけたらと思います。

山田伸幸委員 出向で行っても公務員としての身分はそのままだというお答えなんですけど、少なくとも課長だとか経済部の次長という職は離れるんじゃないでしょうか。

古川副市長 先ほども申しましたように、その時点では速やかに適任者が新しい社長に就任していただけるという判断に立っておったということです。

山田伸幸委員 それをずるずると1年以上も、そしてこれはいまだに引きずってきているんですね。少なくとも株主総会ぐらいまでには、身分的なことも含めて市民からも公務員法違反だというような指摘がされないような形を取るべきではなかったのでしょうか。

古川副市長 何度も言いますが、適任者を探しておったということです。

長谷川知司委員 公務員の兼業ということで、家業を継ぐ、要するに神主やお坊さん、また農業っていうのはあるんですが、今回のようにフルタイムで働いている職員にこのような兼務の許可を出した例というのはありますか。

辻村総務部次長兼人事課長 今のこういった企業にということですか。

長谷川知司委員 企業を含めてフルタイムで働いている職員の兼務の許可です。

辻村総務部次長兼人事課長 兼務の許可は今回に限らず必要に応じて出していることはあります。

長谷川知司委員 家業に関係なくっていう場合、家業とは別で出した例はあるということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 あります。

山田伸幸委員 具体的にはこの事例以外にどういった事例があるのでしょうか、農業を除いて。株式会社の社長になったというのがあるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今まで本市では株式会社の社長というものはありません。例えば、社会福祉法人の理事とか半公的団体といった団体には

あります。

山田伸幸委員 要するに、職員のまま代表権のある職務に就いたという例は、ほかにはないということによろしいですね。

辻村総務部次長兼人事課長 はい、これまではないです。

河野朋子委員長 ほかに、この利害関係があったのではないか、どうなのかということについて。当局の説明では、そういった明らかなものはないということでもいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに、この件についてはいいですか。指導する側と指導される側というスタンスが、そういうものであってもそこには利害関係は必ずしも生じないということですかね。そういう理解でもいいですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 そういう場合もあるということです。

河野朋子委員長 この件について、特に質疑がなければ3番目に行きたいと思えます。3番目は、公務員の社会的信頼や品位を損ねることがないことということで、今回、責任者になって倒産の判断をしたということ、それによって市民の信頼を損ねたんじゃないかと陳情者が言われているんですけれども、この件については何か見解があればお聞きします。どうですか。質疑があれば出してもよろしいですよ。

川地総務部長 一応、市の立場として、そのようないろんな行動をされたわけではありませんので、これに関して市としてどうのこうのと発言することはないと考えております。

中岡英二委員 今部長が言われたのは、市はそういうことには関与していない。深井さん個人が倒産のことを判断されたという取り方でいいんですか。

古川副市長 倒産の判断は深井個人ではなくて会社の取締役会でなされたんで、会社の総意ということで理解しております。ですから、そのときの役員の中の頭が深井氏で社長だったということで、結論は取締役会で出されたと考えております。

河野朋子委員長 この件について何か質疑がありますか。

山田伸幸委員 この件は、深めていくと総務委員会の範ちゅうを越えてしまうことがあるんですよ。先日、破産の管財人の集会をちょっと話聞いたんですけど、その中で深井氏個人の責任は余り問われていないんですよ。前社長にかなりの責任があるとされているんですが、そうは言っても、最終的に申立てに至ったのは現社長の下ですので、そういった点でいうとかなり多くの中小業者の皆さんに御迷惑をお掛けしているし、信用失墜行為になるんじゃないかなと思っているんですけど、そういった面で公務員として市民の信頼を失うような行為をしてないと言い切っているんでしょうか。

古川副市長 私も聞いた範囲なんですけど、深井氏が社長のときは、とにかく取締役会で全て物事を決めておったと聞いておりますので、深井個人の判断でってということではないと理解をしております。

山田伸幸委員 そうは言っても、最終的に破産の申立ては深井社長の下で行われております。それは当然、最大出資者である市からそういう意向を受けて、五十数社でしたか、債務者、債権者が生まれて、1億何千万円もの破産債権が生じてしまった。そして、一番大きな取引会社からは、もう本当に一刻も早く自分がもらい損ねている分を返してほしいという申立てをされたと聞いております。やはり、そういった心配を掛けさせたということに対して、市はきちんとその責任を果たすべきだと思うわけですが、もう裁判だからその裁判の範囲と言い切れない部分、やはり最大出資者が市であり、その意向を受けた社長が深井氏であったというこ

とで、市の信用を大きく傷付けた、そういう行為をこの度行ったと思うんですけど、その点では、市としてはそういう考えはないと言い切っていていいんでしょうか。

古川副市長 倒産においては市の意向は働いていないと理解しておりますし、たまたまは会社の代表が深井氏であって、深井氏の名前で手続が進んでいったと理解しております。

笹木慶之委員 地方公務員法の中には、信用の保持という必須条件がありますね。問題はこのことを言うておられるんだらうと思うんですが、この陳情によれば、公務員法違反の違反者の適正な処分を執行部に求めるということ的前提に、このお尋ねがあるわけです。深井さんの件はちょっと今までにないような例の中で任命行為がされて、そして活動されたということですが、先ほどからずっと、るる説明しておられますが、いかなる部分を切り取ったとしても、見たとしても、いわゆる地方公務員として好ましくない、信用失墜があるような行為はどこにも認められないということ的前提に、該当しないと思っておられるんですか。確認します。

辻村総務部次長兼人事課長 現時点においては、そういったことはないと考えております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

山田伸幸委員 そのように言われても、管財人は、この1年間については深井氏個人の責任もあるんだということも言うておられますので、やはり一概にそのように言い切っているものではない。しかも、多くの業者が、その影で泣いているというこの現実には重く受け止めるべきであると思っっているんですが、そういう思いをお持ちでないということによろしいんでしょうか。

川地総務部長 深井さん個人と市とはちょっとそれは全然違うだろうと思って
おりますので、そこで、そのようなことに対しての私どもの発言は控え
させていただきますと思っています。

河野朋子委員長 従事許可申請書を出されますよね。この形式というのは、も
うひな型があって、与える影響とか必要とする理由、この辺りは、こう
いうことを書くようになっているんですか。この辺のフォーマットは。

辻村総務部次長兼人事課長 一応様式を用意していますので、それに基づいて
記入していただいているということです。

河野朋子委員長 ここに、従事を必要とする理由と書いてあるんですけど、こ
れは深井さん個人のそういった申請の中身ですよ、ここの部分は個人
が書くようになっているんですか、それとも何かあるんでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 必要とする理由、この欄も個人が書くようになっ
ています。

河野朋子委員長 ここに、存続又は解散を判断するために、こういったことを
して、把握するために、ここに従事すると明確に、解散を判断するところ
まで書かれているんですけども、こういった表記ということについては、
どうですか。

辻村総務部次長兼人事課長 ここの中身というよりも、こういった業務をされ
る必要があるのかというところですので、今言っている存続とか解散とい
う言葉じゃなくて、実際にすることじゃなくて、こういった業務が必要、
それは存続、解散ということの業務があるんだというところでありませ
ども、その是非、存続させる解散させるとかいう言葉の是非を我々
は言うんじゃなくて、こういった業務があるからしなくちゃいけないと
いう理由が書かれたので、それに基づいて審査したということです。

山田伸幸委員 本人がそういうことを書くかなってという疑問が起きるわけですね。これは、そういう指示を受けて代表取締役になったからこそ生まれてきたそういう言葉ではないかなという見方をしておるんですけど、総務部長や人事課長ではその辺の事情というのはなかなか分からない。特に、川地部長はほかの部署におられたのでその辺の事情も分からないと思うんですけど、深井氏が社長になることについて、川地部長は前任者からどのような引き継ぎを受けているんでしょうか。

川地総務部長 これに関する深井さん個人に対しての事務引継ぎは、具体的には受けてはおりません。

河野朋子委員長 従事許可通知書っていうのを出されていますけども、その下に4項目教示があるんですけど、これについても一定のフォーマットでこういうものが一般的にどういう場合にもあるっていうことですか。どうですか。

辻村総務部次長兼人事課長 これは許可を出すときの通知書ですので、これが形式です。

河野朋子委員長 それから、申請書と許可書の日付が3月20日で同じになっていますよね。その辺の日程がこうなった経緯というのは以前少し確かめたんですけど、本人は、何か20日には出していないようなことを言われたんですよ。ちょっと日にちをよく覚えていないけどって。その辺は、どうですか。確認です。

辻村総務部次長兼人事課長 20日の日にそろっているというところですよ。申請自体は20日ではなく、後日、出ております。後日に出た中で、ただし、これについては、あくまでも3月20日に市長の事前の了承の中で就任されたというところで、この日からの許可が必要であるという前提

の下で、20日の日にそろえた決裁という形を取らせていただいていますので、書類自体は後日出てはいますが、そういった形で日にちをそろえさせていただいたということです。

河野朋子委員長 数日のずれなら理解できるんですけど、これ見ると、4月以降のように見受けられるんですが、かなり日にちがずれていますが、その辺りはどうですか。

辻村総務部次長兼人事課長 おっしゃるとおりで、決裁的には4月に入っていることです。4月の中旬に決裁を取られているんですけども、それまでの書類の提出、その中で決裁をこちらのほうが準備する、いろいろその異動の時期等がありまして、書類を作ったが4月になったところなんです。

伊場勇副委員長 そのことについて、陳情者から、補記の資料が出てまいりまして、その中には公文書偽造だと考えておりますが、この件についてお考えをお聞かせください。

川地総務部長 公文書偽造の件につきまして、日付がそれに当たるかどうかという形になろうかと思えます。今回の案件につきましては、事前に市長も聞いておりましたし、市に対して日付を改ざんすることによって財産的損失があるかないか、この辺を慎重に調べていかなければならないだろうと思っております。ただ、そうすると、基本的に市あるいは深井さんに対して何らかの損失があるかといったことはちょっと見受けられないかなと思っております。ただ、日付を変えたということについては、厳密に言うと、やはりこれには改ざんに当たるというふうなことがありますので、この辺については私どももちょっと慎重に考慮していかなければならないだろうと考えておる次第です。

山田伸幸委員 今、大事なこと言われたんですね、厳密に言えばと。公務員の仕事は厳密でなくてはいけないと思っているんですけど、この日付

というのは、先ほど辻村次長から、その日からでないと言われ業務に入れないので、身分的な問題として3月20日の許可の日付としてあるという説明だったと思うんですけど、厳密であるべきなのに後日出てきてもそれが通るといふのは、厳密な仕事なんではないでしょうか。

川地総務部長 先ほども言いましたように、事前に市長に話をしているということで、最終的には追認になるであろうと、事実行為の追認になるであろうという判断を今のところしております。ただ、やっぱりどうしても公務員には地方自治法というものがあつて、やっぱり4月1日に始まつて3月31日に終わらなければならないということもあつて、現実的には、なかなかその辺の日付についていふのは全て合わせていかなければならないということもなかなかちょっと難しい面もあります。それは、これに関しては、これもその部類に当たるのかなとは考えておりますが、ただこれについては、今後しっかり、ちょっと検討していくべきであろうと考えておる次第です。

河野朋子委員長 ほかに。3点目について、何かありますか。よろしいですか。もう質疑はないということで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑を終わります。お疲れ様です。ここで、休憩します。暫時休憩します。

午後3時39分 休憩

午後3時59分 休憩

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。先ほど、陳情理由3点について質疑を行ったところですが、この後どのように審査を進めていくかについて少し協議したいと思います。いかがでしょうか。

伊場勇副委員長 今日お聞きした内容も含め、しっかり議事録を見直して、しっかり細かいところを精査して回答を出すために、また委員会を開く。少し時間が掛かるかなと思いますので、また委員会を開くべきだと思います。今日結論を出すのではなくて。

河野朋子委員長 どうですか。また議事録を整理されまして、皆さんも1回読んで整理していただき、いずれにしてもこの陳情者に対して、①、②の点については、委員会としての回答をお出しするということですので、その審査を後日行った後に、そうしたいと思いますけれども、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、日程のほうはまたこちらで調整させていただきます。以上で、委員会を閉会します。

午後4時 散会

令和2年（2020年）7月21日

総務文教常任委員長 河野朋子